



平成 27 年 10 月 5 日 マイナンバー制度スタート (社会保障・税番号)

今年 10 月以降、住民票の住所地に
あなたの「マイナンバー」が通知されます！

一人ひとりに12桁のマイナンバー

住民票を有するすべての人に1人1つの12桁のマイナンバー（個人番号）を付して、皆さんの情報を適切に把握し、複数の機関にある情報が同じ人の情報であることを確認するために導入されます。

社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、平成 28 年 1 月から、年金、税、医療保険などの行政手続きの際は、マイナンバーの提示が義務付けられます。

マイナンバーは、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する基盤となるもので、多くの効果が期待されます。

「通知カード」が送付されます

10月以降、市内に住民票を有する皆さん一人ひとりにマイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」が、住民票の住所に簡易書留で送られます。

※「通知カード」は世帯単位で送られます（3人世帯であれば3人分の「通知カード」が1通の封筒に同封されています）。

※住民票がある外国籍の人にも、マイナンバーが付番、通知されます。

※国外に滞在し、住民票がない人は、マイナンバーが付番されません。帰国して、住民票が作成される際に付番、通知されます。

ご注意!

通知カードを確実に受け取りいただくために、現在のお住まいと住民票の住所が異なる人は、住所変更の手続きをお願いします。

「通知カード」とはどんなもの？

「通知カード」は、紙製のカードで、表面に、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（12桁の数字）が記載されています。裏面には、追記欄が設けられています。

また、「通知カード」とともに、「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書」が送付されます。

※「通知カード」を紛失・破損し、再発行を受ける場合は手数料がかかる予定です。

ご注意!

住所を変更した場合や、結婚して苗字が変わった場合などは、「通知カード」の情報を更新する必要がありますので、市役所で手続きを行う際に必ずご提出ください。

通知カード・個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書(案)

希望者には「個人番号カード」を交付

希望者には、顔写真入りの「個人番号カード」を交付することができます。「通知カード」とともに送付される申請書を郵送するなどして、平成28年1月以降に順次交付されます。

「個人番号カード」とカード上のICチップには、本人のマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真などが記録されます（所得情報などプライバシー性の高い個人情報は記録されません）。

「個人番号カード」は、運転免許証やパスポートなどと同じ身分証明書としても利用できます。

また、e-Tax等で電子申告を行う際に用いる電子証明書が標準搭載されています。

※初回の発行手数料は無料ですが、再交付には手数料がかかる予定です。

個人番号カード(案)



今後のスケジュール

平成27年10月
マイナンバー（個人番号）
の付番

平成27年10月～12月
「通知カード」、「個人番号カード
交付申請書」を住民票の住所へ郵送

平成28年1月～
交付申請した人への
「個人番号カード」の交付

「通知カード」を受け取るための居所情報の登録について

やむを得ない理由により住民登録地で「通知カード」を受け取ることができない人は、
現在お住まいの場所（居所）で受け取ることができます。

申請ができる人

- ▷東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている人
- ▷DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている人
- ▷医療機関や施設などに入院・入所されていて、住所地に誰も居住していない人

登録期間 平成27年9月25日（金）まで（必着）

申請方法 居所情報登録申請書に必要事項を記入の上、市民文化部戸籍市民室へ郵送または持参ください。

※居所情報登録申請書は、総務省または市のホームページからダウンロードできます。

※申請方法や申請時に必要なものなど詳しくは、市民文化部戸籍市民室へお問い合わせください。

マイナンバー制度に関する問合せ先

☎0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル・通話料がかかります）

午前9時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、☎050-3816-9405へお電話ください。

※外国語対応（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）は、☎0570-20-0291へお電話ください。

マイナンバーは、番号が漏えいし不正に使われるおそれがある場合を除いて一生変更されることはありません。
ぜひ大切にしてください。



問合せ先 市民文化部戸籍市民室
（☎84-5003）